

2009年（平成21年）年12月10日

宇治市議会議長

松峰 茂 様

ご報告とお願い

開地区自治連合会会長 海老温 信

開ヶ丘自治会会長 堀江ひさ代

一里丘住宅地自治会会長 金川 幸二

第二次水道問題対策委員会委員長 木村 正孝

昨12月9日、京都地方裁判所は、開浄水場の一方的休止の差止めを求めた私たちの訴えにつき、「棄却」の判決を下しました。

平成19年1月に開浄水場の「休止計画」を伝えられて以来、私たちが一貫して訴え続けてきたことは、端的に言えば、「行政が住民との約束を一方的に破るようなことは許されない」ということでありました。

宇治市が、日産車体（株）から給水事業を引き継ぐに際して、当時の市長が、再三にわたって「地下水」は宇治市が責任をもって給水し続けます」と私たちに確約してきたことは、何人も否定できない事実です。

この約束が履行できない新たな具体的事情が発生したのであれば格別、何ら「特段の事情」もないのに、「嘘」と「誇張」によって、十分な根拠も合理性もないことを一方的に押し付けるやり方は、何としても正されなければならないと考えます。

「判決」は、事実と道理に照らして到底納得し得ないものでありますので、直ちに控訴することに致しました。

そこで、以下の3点についてお願い申し上げます。

- (1) この間の水道部の対応が、行政のあり方として真に適正であったかについて、議会としても独自にご検討いただきたいこと。

「約束なんて守らなくても良い」という行政の考え方や事業の進め方は、市政に対する市民の信頼を著しく損なうものです。それはまた、子どもたちの教育上も極めて不適切といわねばなりません。

- (2) 控訴期間中に、市が府営水への切り替えを強行することは許さないで戴きたいこと。

一審判決も、市（水道部）のやり方を積極的に肯定したものではありません。一審判決を「お墨付き」を得たかのごとくの強行は、憲法が保障する「裁判を受ける権利」を無視した暴挙だからです。

- (3) 控訴されたことでもあり、ポンプ交換を早急に行うよう水道部に申し入れ戴きたいこと。